

○茨城県地域警察運営に関する訓令

平成元年9月1日

本部訓令第13号

〔沿革〕 平成4年6月本部訓令第10号、7月第11号、5年3月第6号、6年3月第14号、9月第21号、11月第26号、7年3月第5号、第7号、11年3月第6号、19年3月第4号、第5号、第7号、8月第28号、12月第32号、21年3月第9号、22年3月第5号、26年2月第1号、27年2月第4号、29年3月第7号、30年12月第14号、令和元年8月第1号、7年3月第3号、第8号、9月第21号改正

茨城県外勤警察運営に関する訓令を次のように定める。

茨城県地域警察運営に関する訓令

茨城県外勤警察運営に関する訓令（昭和44年茨城県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 勤務制等（第7条—第15条）
- 第3章 警察署地域警察基本計画等（第16条—第20条）
- 第4章 警察署地域警察幹部の職務等（第21条—第23条の2）
- 第5章 交番等の活動（第24条—第36条）
- 第6章 自動車警ら班の活動（第37条—第43条）
- 第7章 警備派出所の活動（第43条の2）
- 第8章 交番相談員の活動（第43条の3）
- 第9章 補則（第44条—第46条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、茨城県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事件等の処理範囲）

第2条 規則第3条に規定する事件等の処理範囲は、別に定める。

（通常基本勤務）

第3条 規則第5条第1項に規定する通常基本勤務は、次のとおりとする。

（1）

交番勤務（所在地勤務を含む。以下同じ。） 立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡

- (2) 駐在所勤務 立番、在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら

（特別勤務）

第4条 規則第5条第2項に規定する特別な活動を行う地域警察勤務（次項において「特別勤務」という。）は、次に掲げる活動を行う地域警察勤務とする。

- (1) 緊急配備のための活動
 - (2) 事件、事故等が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動
 - (3) 管内における治安情勢に応じて必要と認められる場合において、通常基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動
 - (4) 雑踏警備、交通機関への警乗等に伴う警戒警備の要員としての活動
 - (5) 所管区又は受持区において、住民の行う防犯、交通安全その他の地域諸活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同で行う活動
 - (6) その他地域警察官が地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに行う特別な活動
- 2 警察署長（以下「署長」という。）は、前項に規定する特別勤務の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 規則第11条第3項又は第4項の規定に基づく勤務変更により、地域警察官を特別勤務に従事させること。
 - (2) 地域警察官を相当長時間にわたり特別勤務に従事させる場合には、これに伴う通常基本勤務への影響を最小限にすること。
 - (3) 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他の警察部門の活動との連携の確保を図ること。

（転用勤務）

第5条 署長は、人員の不足その他警察の総合的、効率的な運営の観点からみて必要やむを得ない場合に限り、地域警察官を看守、護送、警察署当番（茨城県警察警察署当番制に関する訓令（令和7年茨城県警察本部訓令第2号）第2条第1号に規定する警察署当番をいう。）及び捜査本部要員等の地域警察勤務以外の勤務（以下この条において「転用勤務」という。）に従事させることができる。

- 2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させようとするときは、当該転用勤務により、地域警察体制に著しい支障が生ずることのないよう、慎重に判断し決定しなければならない。
- 3 署長は、地域警察官を7日以上継続して転用勤務に従事させる場合は、地域部地域課長（第25条及び第32条において「地域課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(制服勤務の特例)

第6条 規則第7条第1項ただし書の規定により、地域警察官が制服を着用しないで勤務できる場合は、警察官等の服制に関する訓令（平成6年茨城県警察本部訓令第10号）第8条第2項及び第9条第2項に規定する場合とする。

第2章 勤務制等

第7条及び第8条 削除

(班の編成)

第9条 署長は、交替制勤務（茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和29年茨城県警察本部訓令第8号。次条において「勤務時間訓令」という。）第2条第1項第4号に規定する交替制勤務をいう。以下同じ。）の地域警察官について、班を編成して運用するものとする。

(勤務時間等)

第10条 地域警察官の勤務時間は、日勤制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第2号に規定する日勤制勤務をいう。以下同じ。）（交番勤務及び駐在所勤務に限る。）、駐在制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第3号に規定する駐在制勤務をいう。）及び交替制勤務については、3週間につき1週間当たり38時間45分とし、日勤制勤務（交番勤務及び駐在所勤務を除く。）については、4週間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地域警察官の勤務時間割は、別に定める。

(勤務時間の基準)

第11条 交番勤務、駐在所勤務及び自動車警ら班勤務の地域警察官の勤務日及び勤務方法ごとの勤務時間の基準は、原則として次の表のとおりとする。

(1) 交番勤務

区分	警ら	巡回連絡	立番	見張り	在所
当番	4時間以上 (3時間以上)	3時間以上	2時間以上	1時間以上	3時間以上
日勤	3時間以上		1時間以上		

備考1 所在地においては、立番及び見張りの勤務時間を警ら、巡回連絡又は在所勤務に割り振ることができる。

2 () 内の時間は、夜警ら（日没から日出までの時間帯に行う警らをいう。第3号において同じ。）の時間を内数で示す。

(2) 駐在所勤務

区分	警ら	巡回連絡	在所	立番
日勤	3時間以上		1時間以上	
備考1 所管区及び受持区の面積、人家の分布状況等から「警ら・巡回連絡」という勤務方法を定めることができる。				
2 立番は、駐在所周辺の状況に応じ、他の勤務方法に割り振ることができる。				

(3) 自動車警ら班勤務

区分	機動警ら	待機
当番	8時間以上（3時間以上）	5時間以上
日勤	5時間以上	1時間以上
備考 （ ）内の時間は、夜警らの時間を内数で示す。		

(勤務基準策定上の留意事項)

第12条 署長は、規則第11条第2項に規定する勤務基準の策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 規則第12条第3項の規定に基づき定めた地域警察に関する活動の重点等を踏まえ、交番、駐在所及び所在地（以下「交番等」という。）にあっては所管区、自動車警ら班にあっては警察署の管轄区域の実態に即したものとするように努めること。
- (2) 勤務基準を定期的に見直し、交番等の所管区又は警察署の管轄区域（以下「所管区等」という。）の状況の変化に対応し得るよう努めること。
- (3) 勤務方法別の勤務時間の割り振りを行うに当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 交番等については、多くの来訪者が予想される時間帯において、立番等所内勤務に従事する地域警察官を確保すること。
 - イ 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間の確保に努めること。
 - ウ 巡回連絡は、原則として昼間の時間帯に割り振ること。
 - エ 管内の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙を生ずることのないようにすること。
 - オ 立番勤務は、交番等の位置、人の往来その他の交通の状況から、その効果の高いと認められる時間帯に割り振ること。
 - カ 夜間における交番勤務は、複数の地域警察官による職務執行体制を確保すること。

(勤務配置等)

第13条 署長は、交替制勤務の地域警察官の勤務配置を迅速に行うものとする。

- 2 交替制勤務の地域警察官は、原則として署長が指定する場所において前日及び当日の勤務員とが面接し、必要事項の引継ぎを確実に行うものとする。
- 3 前項の場合において、署長は、管内において事件、事故等が発生したときは、自動車警ら班を先行させて初動警察活動に従事させるなど、事案対応に間隙が生じないように努めるものとする。

(勤務変更についての留意事項)

第14条 署長は、勤務変更の指示を行うに当たっては、管内の治安情勢等を踏まえ、具体的かつ的確に行うよう配意するものとする。

- 2 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域警察活動ができないと認められるときは、地域警察幹部に申し出て勤務変更の指示を受けるものとする。

第15条 削除

(警察署地域警察基本計画)

第16条 署長は、地域警察の効率的運用を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を定めるものとする。

- (1) 警ら要点及び機動警ら要点の指定
- (2) 警ら箱の設置場所の指定
- (3) 受持区の指定
- (4) 交替制勤務の地域警察官の勤務交替場所の指定
- (5) 第32条に規定するブロック運用の具体的運用要領
- (6) 移動交番車の運用区域の指定
- (7) その他運用上の基本的事項

(月間活動計画)

第17条 署長は、地域警察活動を計画的に行うため、次に掲げる事項を内容とする月間活動計画を定めるものとする。

- (1) 月間における日ごとの実働人員
- (2) 月間において行うべき活動の予定
- (3) その他月間の活動に必要な事項

2 月間活動計画は、旬間又は週間の計画とすることができる。

(地域警察官会議)

第18条 署長は、地域警察活動の効率化を図るため、地域警察官会議を毎月1回以上開き、交番等及び自動車警ら班の活動の反省、検討及び情報交換を行うものとする。

(当務日の活動重点事項)

第19条 地域警察幹部は、地域警察官の当務日における活動について、次に掲げる重点事項を指示するものとする。

- (1) 月間の活動計画に基づき当日実施すべき事項
- (2) 所管区等の実態に即した警ら要点及び機動警ら要点の選択
- (3) 活動に当たっての配意すべき事項
- (4) その他所管区等の実情に基づき必要な活動時間、場所及び活動内容

2 地域警察官は、前項の指示事項に所管区等の実情に即した自主活動重点を加え、当務日の活動計画を立てて勤務するものとする。

(活動記録)

第20条 地域警察官は、地域部長が別に定める活動日誌に活動状況を記録するものとする。

第4章 警察署地域警察幹部の職務等

(警察署地域警察幹部の職務)

第21条 規則第10条第1項の規定に基づく地域警察幹部の主な職務は、次に定めるところによるものとする。

(1) 地域課長

- ア 地域警察に関する企画
- イ 地域警察の事務処理に関する総括
- ウ 各課（係）との連絡調整
- エ 地域警察官の全般的な指揮監督及び指導教養
- オ 地域警察官の勤務及び活動の評価

(2) 地域係長

- ア 地域警察に関する企画及び実施
- イ 地域警察官の実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 事件、事故等の発生時における現場活動及び現場指揮
- エ 地域警察官の勤務及び活動の評価

(3) 地域主任

- ア 活動の重点事項の調整及び実施
- イ 地域警察官の実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 事件、事故等の発生時における現場活動及び現場指揮

(4) 交番所長

- ア 班長等の勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調
- イ 活動の重点事項の調整及び実施
- ウ 地域警察官の実践的な指揮監督及び指導教養
- エ 事件、事故等の発生時における現場活動及び現場指揮
- オ 管内の関係機関、団体等との連絡調整
- カ 監督下にある地域警察官の勤務及び活動の評価

(巡回指導)

第22条 地域警察幹部は、地域警察官の指導監督及び指導教養について、規則第9条第2項、第10条及び第13条第1項の規定によるほか、交番及び駐在所を巡回して指導監督及び指導教養（以下「巡回指導」という。）を行うものとする。

2 署長は、あらかじめ毎月の巡回指導計画を定めることとし、地域警察幹部は、当該巡回指導計画に従って計画的に巡回指導を行うこと。

(地域警察幹部以外の幹部の指導教養)

第23条 地域警察幹部以外の幹部は、交番及び駐在所を巡回し、又は事件、事故等の現場において実務に即した指導教養を行うものとする。

(地域警察官の安全の確保)

第23条の2 署長は、地域警察官の安全を確保するため、規則第12条第2項の規定によるほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 署員の安全の確保に向けた意識付けを徹底すること。
- (2) 不断の点検により施設及び装備資器材を常に有効な状態に維持すること。

- (3) 実践的かつ継続的に訓練及び指導教養を実施すること。

第5章 交番等の活動

(交番所長)

第24条 本部長又は署長は、規則第16条の2に規定する交番所長には、警視、警部又は警部補の地域警察幹部を充てるものとする。

- 2 交替制勤務の地域警察官により運用する交番には、原則として日勤制勤務の交番所長を置くものとする。

(日勤制交番等)

第25条 署長は、規則第16条第1項ただし書き及び同条第2項ただし書きの規定により日勤制勤務の地域警察官により交番又は駐在所を運用しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、地域課長を経由して本部長に申請しなければならない。

- (1) 理由
- (2) 当該交番又は駐在所の所管区内の人口、世帯数、面積及び事件又は事故の発生状況
- (3) 当該交番又は駐在所から警察署その他の警察施設までの距離及び移動に要する時間
- (4) 当該交番又は駐在所の所管区内の住民の意向
- (5) その他参考事項

(班長)

第26条 署長は、規則第16条の2第2項に規定する班長には、警部補又は巡査部長の地域警察幹部を充てるものとする。ただし、警部補又は巡査部長を配置できない場合は巡査長とし、警部補、巡査部長又は巡査長を配置できない場合は、巡査のうち適任者を充てることができる。

- 2 班長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対する指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあっては、指導助言）
 - (2) 相勤員相互間の融和及び協調
 - (3) 相勤員の勤務及び事務処理の調整
 - (4) 勤務場所における施設、装備資器材、簿冊等についての保守管理
 - (5) 勤務交替時の適切な引継ぎ

(所管区長)

第27条 署長は、交番所長が配置されていない交番には、交番の活動を一体として効率的に行わせるため、前条に規定する班長のうちから所管区長を指定するものとする。

- 2 署長は、2人以上の地域警察官を配置している駐在所には、駐在所の活動を一体として効率的に行わせるため、所管区長を指定するものとする。

3 前2項に規定する所管区長は、前条第1項の規定を準用する。

4 所管区長は、班長の職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 班を異にする班長等の勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調

(2) 所管区内の関係機関、団体等との連絡調整

(3) その他勤務交替時の引継ぎ等による間隙を生じさせないため、班を異にする班長間の引継ぎの方法等についての調整

第28条 削除

(警ら要点)

第29条 署長は、所管区における犯罪の予防検挙、交通指導取締り及び警備の対象となる主要な地点、地域等を警ら要点として定めるものとする。

2 署長は、警ら要点の適当な場所に警ら箱を設けて警ら表を備え付けるものとする。

(立番、見張り及び在所)

第29条の2 立番、見張り及び在所においては、規則第18条の規定によるほか、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 立番においては、厳正な勤務態度を保持し、不審者に対する職務質問及び地域住民に対する積極的な声掛けを行うこと。

(2) 見張り及び在所においては、応対カウンター等の外部への警戒に適した場所に位置すること。

(警ら)

第29条の3 警らにおいては、警ら要点を踏まえて行い、不審者等に対する積極的な職務質問に努めるものとする。

(巡回連絡)

第30条 巡回連絡の実施要領は、別に定める。

(休憩)

第31条 休憩は、交番等の定められた場所において行うものとする。ただし、休憩中であっても急訴等の場合は直ちに受理し、必要な措置を講じなければならない。

(ブロック運用)

第32条 署長は、規則第21条の2第1項に規定する二以上の所管区を結合した区域の運用（以下この条において「ブロック運用」という。）に当たっては、結合する所管区名、ブロック運用の拠点となる交番、運用方法その他参考事項について地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(移動交番車の活動要領)

第33条 移動交番車勤務の地域警察官は、第16条第6号の規定により署長が指定した運用区域において警らし、又は特定の場所を拠点として、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 意見、要望及び願届の受理

(2) 警察安全相談の受理

- (3) 防犯及び事故防止等の指導連絡
- (4) その他必要事項

(臨時交番の設置)

第34条 署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要と認める場合は、本部長の承認を受けて臨時交番を設置することができる。

- 2 臨時交番の活動要領は、署長が別に定める。

第35条 削除

(資料等の整理保管)

第36条 署長は、地域警察幹部を指揮し、交番等の活動に必要な資料を常に活用できるよう整理させ、及び保管させておくとともに、紛失の防止その他適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 交番等で備え付ける簿冊及び資料の様式並びに記載要領等は、地域部長が別に定める。

第6章 自動車警ら班の活動

(車長)

第37条 署長は、自動車警ら班の活動を効率的に行わせるため、警ら用無線自動車に交替制勤務ごとに車長を置くものとする。

- 2 前項の車長については、第26条第1項の規定を準用する。この場合において、「班長」とあるのは「車長」と読み替えるものとする。
- 3 車長の職務は、第26条第2項の規定を準用する。この場合において、「班長」とあるのは「車長」と読み替えるものとする。

(総括車長)

第38条 署長は、自動車警ら班の活動を一体として効率的に行わせるため、前条に規定する車長のうちから総括車長を指定するものとする。

- 2 総括車長の指定に当たっては、前条第1項の規定を準用する。
- 3 総括車長の職務は、第27条第4項第1号及び第3号の規定を準用する。この場合において、「所管区長」とあるのは「総括車長」、「班長」とあるのは「車長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(機動警ら区)

第39条 署長は、警ら用無線自動車が2台以上ある場合は、管轄区域を分けて、それぞれの警ら用無線自動車の機動警ら区とすることができる。

(機動警ら要点)

40条 自動車警ら班の機動警ら要点については、第29条第1項の規定を準用する。この場合において、「所管区」とあるのは「管轄区域」と読み替えるものとする。

(休憩)

第41条 自動車警ら班勤務の地域警察官の休憩は、警察署、交番又は駐在所において行うものとする。

(連携運用)

第42条 自動車警ら班勤務の地域警察官は、交番等との連携を図るため、次の方法により手配その他情報交換を積極的に行うものとする。

- (1) 交番及び駐在所への立寄り
- (2) 同乗警ら
- (3) 事件、事故等の共同処理

(緊急運用)

第43条 地域部通信指令課長は、茨城県警察緊急配備に関する訓令（平成7年茨城県警察本部訓令第12号）及び茨城県警察通信指令に関する訓令（平成21年茨城県警察本部訓令第7号）に定めるところにより、警察本部及び警察署に所属する無線自動車を一元的に運用することができる。

第7章 警備派出所の活動

(警備派出所の活動)

第43条の2 警備派出所地域警察官の活動その他の事項については、規則第27条の規定によるほか、別に定めるところによる。

第8章 交番相談員の活動

(交番相談員)

第43条の3 交番相談員の活動その他の事項については、規則第5章の規定によるほか、別に定めるところによる。

第9章 補則

(活動状況等の報告)

第44条 署長は、地域警察官の活動状況を別に定める様式により、本部長に報告するものとする。

(警察行政職員の勤務)

第45条 地域警察官と共に勤務する警察行政職員の勤務は、この訓令の規定を準用するものとする。

(細則の制定)

第46条 署長は、この訓令の施行に関し、本部長の承認を受けて必要な細則を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月25日本部訓令第10号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月10日本部訓令第11号)

この訓令は、平成4年7月12日から施行する。

附 則 (平成5年3月11日本部訓令第6号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日本部訓令第21号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月30日本部訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月16日本部訓令第5号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第7号抄)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第7号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月20日本部訓令第28号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日本部訓令第32号)
この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日本部訓令第9号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日本部訓令第5号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月4日本部訓令第1号)
この訓令は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日本部訓令第4号)
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月6日本部訓令第14号)
この訓令は、平成31年3月17日から施行する。

附 則 (令和元年8月6日本部訓令第1号)
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日本部訓令第3号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年3月9日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日本部訓令第8号)
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月26日本部訓令第21号)

この訓令は、令和7年9月26日から施行する。